

無線設備規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
一～三（略）	（略）	（略）
三の二 船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置	四〇	三〇
四～十四（略）	（略）	（略）

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
一～三（略）	（略）	（略）
三の二 時分割多元接続方式により通信を行う船舶局又は海岸局の送信設備	二〇	二〇
四～十四（略）	（略）	（略）

2・3（略）

2・3（略）

（副次的に発する電波等の限度）

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等

しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

2521 (略)

22 船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置の受信設備については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
九kHzを超え一GHz以下	二ナノワット以下
一GHzを超え四GHz以下	二〇ナノワット以下

(ナブテックス受信機)

第四十条の十 (略)

2 F-B電波四二四kHzを受信するための受信機は、前項第一号(イを除く。)の規定によるほか、次の各号の条件に適合するものでなければならぬ。

一 受信及び和文による印字又は映像面への表示が自動的にできること。

二5四 (略)

(船舶自動識別装置等)

第四十五条の三の四 船舶局に備える船舶自動識別装置は、次に掲げ

しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

2521 (略)

(ナブテックス受信機)

第四十条の十 (略)

2 F-B電波四二四kHzを受信するための受信機は、前項第一号(イを除く。)の規定によるほか、次の各号の条件に適合するものでなければならぬ。

一 受信及び和文による印字が自動的にできること。

二5四 (略)

(船舶自動識別装置)

第四十五条の三の四 F-D電波を使用する時分割多元接続方式によ

る条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ〜ワ (略)

カ 船舶の静的情報（船舶を識別する固有の情報をいう。以下同じ。）
キ 動的情報（船舶の動きに関する情報で航海中に自動的に更新されるものをいう。以下同じ。）及び航行関連情報（航海中に手動で更新する情報をいう。）を送信することができること。

ヨ (略)

二〜五 (略)

2 海岸局に備える船舶自動識別装置は、前項（第一号ホからカまで及び第五号を除く。）の規定によるほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一〜三 (略)

る通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う船舶局であつて、無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用するものの無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ〜ワ (略)

カ 船舶の静的情報（船舶を識別する固有の情報をいう。）、動的情報（船舶の動きに関する情報で航海中に自動的に更新されるものをいう。）及び航行関連情報（航海中に手動で更新する情報をいう。）を送信することができること。

ヨ (略)

二〜五 (略)

2 F-D電波を使用する時分割多元接続方式による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う海岸局であつて、無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用するものの無線設備は、前項（第一号ホからカまで及び第五号を除く。）の規定によるほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一〜三 (略)

3| 簡易型船舶自動識別装置は、第一項第一号（ハ、チからヌまで及びワからヨまでを除く。）の規定によるほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 一六一・五MHzから一六二・〇二五MHzまでの二五kHz間隔の二

波の周波数において動作するための周波数選択機能及び海岸局からの制御による周波数切替機能を有すること。

ロ デジタル選択呼出装置による海岸局からの制御により周波数を切り替えることができる機能を有すること。

ハ 船舶の静的情報及び動的情報を送信することができること。

ニ 総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するキャリアセン

ス（電波を放射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を放射しないことを確保する機能を有する装置をいう。以下同じ。）を備え付けていること。

二 送信装置の条件

區別	条件
変調方式	GMSKであること。
伝送速度	毎秒九、六〇〇ビット（許容偏

	<p>差は百万分の五十とする。() であること。</p>
<p>変調指数</p>	<p>○・五以内であること。</p>
<p>送信電力の立上り時間</p>	<p>送信開始後、送信電力が安定状態の八〇パーセントに達するまでの時間は、○・五二一ミリ秒以内であること。</p>
<p>送信電力の立下り時間</p>	<p>送信終了後、送信電力が五〇デシベル以下となるまでの時間は、○・三一三ミリ秒以内であること。</p>
<p>三 受信装置の条件</p>	
<p>区別</p>	<p>条件</p>
<p>感度</p>	<p>(一) 一〇七デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) の希望波信号を加えた場合のパケット誤り率は、二〇パーセント以下であること。</p>
<p>高レベル入力時の誤り特性</p>	<p>(二) 七デシベル (一ミリワット</p>

	隣接チャネル妨害除去比
<p>トを○デシベルとする。)の希望波信号を加えた場合の packets 誤り率は、一〇パーセント以下であり、(二)七七デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)の希望波信号を加えた場合の packets 誤り率は、二パーセント以下であること。</p>	<p>(一)一〇一デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)の希望波信号と四〇〇ヘルツ(周波数偏移は(±)三kHzとする。)で変調された(一)三三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)の隣接チャネルの周波数である妨害波を同時に加えた場合の packets 誤り率は、二〇パーセント以下であること。</p>

スプリアス・レスポンス

(一) 一〇一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の希望波信号と四〇〇ヘルツ(周波数偏移は(±)三kHzとする。)で変調された(一)三ーデシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の特定の周波数の妨害波を同時に加えた場合の packets 誤り率は、二〇パーセント以下であること。

四 前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

(コードレス電話の無線局の無線設備)

第四十九条の八 コードレス電話の無線局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ ホ (略)

へ 総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するキャリアアセンブスを備え付けていること。

(コードレス電話の無線局の無線設備)

第四十九条の八 コードレス電話の無線局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ ホ (略)

へ 総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するキャリアアセンブス(混信を防止するための装置をいう。以下同じ。)を備え付

ちんぷんごう。

よゝん (塗)

11 (塗)

別表第一号 (第5条関係)

周波数の許容偏差の表 (表略)

注1 ～ 45 (略)

46 時分割多元接続方式により送信を行う船舶自動識別装置の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) チャンネル間隔が25kHzの場合 5 (1.0^{-6})

(2) チャンネル間隔が12.5kHzの場合 3 (1.0^{-6})

47 ～ 50 (略)

別表第二号 (第6条関係)

第1 占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
(略)	(略)	(略)
F 1 B	(略)	(略)
F 1 D	(略)	(略)

よゝん (塗)

11 (塗)

別表第一号 (第5条関係)

周波数の許容偏差の表 (表略)

注1 ～ 45 (略)

46 船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、500Hzとする。

47 ～ 50 (略)

別表第二号 (第6条関係)

第1 占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
(略)	(略)	(略)
F 1 B	(略)	(略)
F 1 D	(略)	(略)

	16kHz	船舶自動識別装置（ チャンネル間隔が25kHz のものに限る。）及 び簡易型船舶自動識 別装置			
	(略)	(略)			
	(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)			

附 則

この省令は、公布の日から施行する。